

令和7年第12回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年11月5日（水）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	9番	上田 龍介
10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登	13番	高本 昌揮
14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭
19番	坂門 聡一						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

8番 本田 多美子 18番 後藤 雄一

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一	推5	小山 高廣
推8	荒木 雄二	推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚
推12	森尾 由成	推14	島村 和久	推15	大家 保	推16	今上 隆
推17	坂口 春義	推18	中村 輝美	推19	丸山 和則		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1 水本 信之 推6 縄田 伊知郎 推7 関 幸次郎 推13 美崎 毅

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 西山 美和 次長 棚木 章文 係長 稲生 優一 主任 村上 寛子
会計年度任用職員 瀧石 修 会計年度任用職員 堀 春美

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
第66号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
第67号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について

報 告

第24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） 皆さん、こんにちは。定刻を過ぎましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち17名の御出席で、本田委員、後藤委員から欠席の届出がっております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち15名の御出席で、水本委員、縄田委員、関委員、美崎委員から欠席の届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは、皆さんこんにちは。今日は令和7年第12回の総会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

11月になって、だんだん寒くなってまいりました。これからは、色々作業が出てくると、年末にかけて色んな作業が出てくるとは思いますけど、体調の方は気を付けて頑張っていたきたいと思います。

それから、まずは、皆様も御承知のとおり、我々農業委員会の中から、梅田政次郎委員が市議会議員選挙に当選をされまして、本当におめでとうございませう。こうやって、農業の発展ということの公約を掲げておりまして、今後も玉名市の農業委員会のために頑張っていたきたいと思っております。私たちも応援したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、実は昨日、農業委員会の会長・事務局長会議が熊本市の方でありまして、資料をいっぱいもらってきて、それを協議してくれというような話があって、昨日の今日なので中々まとめるのも大変なので、少しまとめたのをですね、来月の総会の時お話をさせていただきたいと思ひますが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、活動記録簿の話が色んな話が出てきます。活動記録簿の記入の手引きというのが、何かこういうのが入っていたので、これを購入して、来月は配りたいと思ひます。1冊660円ですけども、取りあえず購入して皆さんにお配りしますので、活動記録の記入については、よろしくお願ひします。中々分かりやすかった冊子だなと思ひます。

今日は、農政の話について今、臨時国会がありまして、どういうふうに関後米の問題とか農政がどうなるのか、それを色々審議していくのが、関後の流れかなと思

います。

そういうことで、話はガラッと変わって、年末なので忘年会かなあとか、新年会をせないかんかなあというようなことを思っていたんですけども、8月に農地利用最適化推進大会があつて、そのあとに懇親会をしましたので、12月の忘年会はやめようかなと。新年会を1月にしようかと思ったけど、1月5日なので、正月早々なので、2月5日にちょっと遅いですが新年会をやろうと思っています。総会のあとに。そういうことで皆さん、スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。そういうことで、議事に移らせていただきます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、議第63号から67号まで70件の議案審議があります。それから、第24号の8件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号13番の高本昌揮委員と19番の坂門聡一委員にお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言については、十分御注意をいただきますようお願いいたします。また、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言されますようよろしくお願いいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手でお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第63号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は12件です。

このうち受付番号10番から12番までは、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に村上孝委員が該当するため、受付番号9番まで先に採決をして、10番の審議の前に村上委員に退室を求めたいと思います。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第63号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、伊倉北方と滑石の申請人で、滑石の田1,201㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

2番、荒尾市と合志市の申請人で、岱明町の畑1,235㎡外1筆、計3,032㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町の田785㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

4番、岱明町の申請人で、岱明町の田459㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、北九州市小倉南区と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町の田978㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

6番、熊本市北区と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町の田396㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町の田910㎡外2筆、計3,030㎡を子へ贈与するものです。

8番、天水町の申請人で、天水町の畑50㎡を代替地取得のため売買するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町の畑863㎡外20筆、計23,345㎡を子へ贈与するものです。

以上9件、合計33,276㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 9番まで事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から委員の説明をよろしくお願ひします。また、連続して説明される場合は続けてよろしくお願ひします。

それでは、1番をお願ひします。

○推2番（岡田正治君） 1番について説明いたします。2番、推進委員の岡田正治です。

場所はですね、JA支所の東側70～80mぐらいのところですね。相手側の要望と労力不足ということで、契約は成立いたしております。

別に何ら問題ないかと思ひます。御検討のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番をお願ひいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。2番の案件について説明しま

す。

申請地は、玉名バイパス岱明町の交差点から荒尾方面へ200m行ったところです。譲渡人は高齢で労力不足、譲受人は相手方の要望による売買です。申請人は新規就農であります。先月新規就農審査会を実施され、今回3条での申請となった次第です。自宅の横に1,235㎡、その後方に1,797㎡、2筆で3,032㎡です。ニンニク、タマネギ、ジャガイモなどの野菜を作ると言っております。トラクター、管理機は所有しておりますが、その他必要に応じた特殊農業機械も所有しておりますので、問題ないと思います。

11月2日に現地調査の結果、何も問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。3番の案件について説明します。

譲受人は、これまでも荒廃した遊休農地を購入し、自費で圃場を整備されており、来年は田植機を購入し、自分で米作りができるということで楽しみにされております。

30日に現地確認を行いました。何ら問題はないかと思っておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。

申請地は、地区の交流館からJR九州の駅方面へ500m行った右側です。田459㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、野菜を作るそうです。譲受人は全ての農業機械はそろっていますし、以上、現地調査した結果、特に問題ないと思っておりますので、御審議のほどよろしくお祈いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推12番（森尾由成君） 次、5番案件です。推進委員12番、森尾です。

譲受人は、こちらにはおられません。現在、田を依頼して作っておられます。この田んぼは弁当屋の裏になるんですが、現在その田んぼに入る道路がなく、現在倉庫を建設中の土地の前を通行できるという旨の確約をいただいておりますので、引き続き水稻は耕作できると思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。6番の案件について説明します。

申請地は、公立小学校から北に300mほど行ったところです。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張というところで、この申請地の田は面積396㎡で、この隣の田を今、埋め立てて畑として耕作されています。この申請地は、両脇の田を埋め立てられていて、入り口もないような状況になっていて、そこを買われるというところで、そのまま申請地の田を埋め立てて、畑として拡張されて耕作されるということなので、何ら問題はないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番は同じ委員さんです。続けて、よろしくお願ひいたします。

○推17番（坂口春義君） 推進委員17番、坂口です。7番の案件について説明します。

7番は、親から子への贈与による所有権移転の申請です。譲渡人が高齢になったため、子供へ贈与するとのことです。場所は、地区の公園より北50mぐらいです。申請地は、3筆で計の3,030㎡となっております。譲受人は、以前よりイチゴを作られていて、そのままイチゴを作るとのことです。

10月30日、現地調査確認しましたが、問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、8番の案件について説明します。

場所は、天水町の申請地区の集落の真ん中ぐらいです。市道の道路拡張工事ということで、玉名市の収用により代替地が必要とのことです。代替地は、収用された土地に隣接する隣の土地で、面積は50㎡です。譲渡人は代替地提供のため、譲受人は代替地取得のためです。今までも野菜を作っておられ、これからも野菜を作られるそうです。あとからですね、玉名市の土木課からも来られて、問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推18番（中村輝美君） 推進委員18番、中村輝美です。9番の案件を説明します。

父から子への贈与で、一生懸命農業をされており、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、1番から9番まで委員の説明を終わりましたけれども、皆様方、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第63号農地法第3条の規定による許可申請9件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、受付番号1番から9番までにつきましては、許可することに決定いたします。

ここで議第63号、受付番号10番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、村上孝委員の退室を求めます。

— 11番 村上 孝君 退室 —

○議長（下川 安君） では、村上委員が退室されたので、審議を行います。

それでは、事務局より10番から説明をよろしく願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

10番、岱明町の申請人で、岱明町の田2,202㎡を借入地取得のため売買するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町の田901㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

12番、岱明町の申請人で、岱明町の田365㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上3件、合計3,468㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いしたいと思えます。10番から12番まで、3件同じ委員さんです。続けて、よろしく願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。10番、11番、12番の案件、申請人が同じですので、続けて説明します。

10番の案件について、申請地は、岱明町地区の住宅団地の入り口です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張による売買です。面積は1筆で2,202㎡、米を作るそうです。今まで借りて米を作っていたところの買入れになります。譲受人は専業農家で、米を77,948㎡、麦を19,725㎡作付けしております。

10月30日、現地調査の結果、何ら問題ないと考えます。

続いて11番、申請地は岱明町の地区にデイサービス施設があるんですけど、そのすぐ前方になります。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張による売買です。面積は1筆で901㎡で、米を作るそうです。

続いて、12番です。申請地は、11番の申請地のすぐ隣です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張による売買です。面積は365㎡で米を作るそうです。

10月30日、調査の結果、問題ないと考えます。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請10番から12番まで、委員の説明が終わりましたので、これにつきまして、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第63号農地法第3条の規定による許可申請10番から12番の3件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第63号の10番から12番までの3件については、許可することに決定いたしました。

ここで、議第63号の12件全て採決が終わりましたので、村上孝委員の入室を求めます。

— 11番 村上 孝君 入室 —

○議長（下川 安君） 村上委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第64号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

なお、1件につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局の方で説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第64号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が横島町の畑、現況宅地609㎡のうち210.11㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、合計210.11㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。この件については、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。では、1番をお願いします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番の島村です。それでは、農地法第4条、議案番号1番の説明をします。

転用目的は、宅地拡張です。農地転用面積は609㎡のうち210.11㎡、全体事業面積は210㎡です。自己所有の宅地と農地との境が不明確であります。これは当時建物ありきで設計したためです。給排水計画としましては、給水方法は、個別井戸、排水方法は、雨水は集水後市道側溝へ放流、生活雑排水、汚水は公共下水道に接続、放流になっております。被害防除計画としましては、造成等の必要はないため、土砂の流出、崩壊等はないということです。

10月30日に現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第64号農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第64号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第65号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は8件です。

なお、これにつきましては、受付番号の1番と5番、それから6番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願ひいたします。

議第65号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田231㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の田550㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地です。農地区分は、上下水管等が埋設されている幅員4m以上ある道路の沿道で、おおむね500m以内に保育園及び歯科医院が地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の田285㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、上下水管等が埋設されている幅員4m以上ある道路の沿道で、おおむね500m以内に保育園及び歯科医院が地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が中尾の田745㎡外8筆、計2,743.47㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が小浜の田3,570㎡のうち2,220㎡で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供することから許可は可能と判断しております。

6番、申請物件が小浜の田1,431㎡のうち348㎡外1筆、計1,754.25㎡で、転用目的は育苗施設、農機具、資材置場です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供することから許可は可能と判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑519㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が横島町の畑609㎡のうち399.03㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上8件、合計8,701.75㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また10月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番については、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 1番について始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

1番、2番、3番、4番まで同じ委員さんですので、続けてよろしくをお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は、現地のコンビニエンスストアからすぐのところにあります。転用面積は231㎡、個人住宅です。給水計画として、西側上水道本管より引き込みを行う。排水方法、雨水は、敷地内雨水桝に集水し、西側市道側溝に排水、生活雑排水、汚水は、西側市道内の下水管に接続し、排水します。造成工事の際は、土砂の流出、堆積等の問題発生はないと思われませんが、降雨時の砂利など十分に留意するそうです。万が一、問題が発生した場合は、申請者が対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は、地区の住宅団地そばにあります。転用面積は550㎡、特定建築条件付売買予定地です。給排水計画として、上水道を利用、雨水は国道側溝に排水、生活雑排水、汚水は公共下水道に接続、被害防除は、西側、北側の両面の周囲の高さを測地し、道路と同じ高さに盛土を行うそうです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、3番の案件について説明します。

これは、2番の案件の隣にあります。転用面積は285㎡、駐車場です。給排水計画は、給水はなしで、雨水は地下浸透、オーバーフロー分は道路側溝に排水、生活雑排水、汚水は発生しません。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地は、地区の神社そばにあります。転用面積は2,743.47㎡です。建売住宅が8棟、位置指定道路もできます。給排水計画は、玉名市公共上水道から引き、

給水、雨水は道路側溝に放流、生活雑排水、汚水は玉名市公共下水道に接続、放流します。造成を行う際には、周囲に土砂が流出しないように、細かな注意を払うようです。万が一、問題が発生した場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、次の5番については始末書が出ています。事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 5番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは5番をお願いします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。5番の案件について説明します。

事業計画者は、約53haを耕作している法人です。今回農業資材、大型トラクター等10数台、作業機等30台ほど、それから農業用車両、軽トラック・ワゴン車等を置く場所、保管場所が必要であり、その場所の確保のために計画地は必要なものであるとのことでした。

始末書のとおり、大型機械倉庫は平成20年、車両・資材倉庫は令和5年で先に建築されております。今回申請された内容については、この事業を遂行するにあたっては必要なものと思われまます。

現地調査をした結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の6番にも始末書が出ています。事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 6番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく申し上げます。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。6番の案件について御説明します。

5番の案件の事業者と同じで、今回始末書のとおり、長年育苗施設として使われておりましたが、作業効率のために下に砂利等を敷いており、申請届出なしでの無断の実施ということだったので、今回の始末書を出されて正式に届出をされるということです。育苗施設としては、苗箱5,000箱ほどを3月から1月までの間利用されます。その他の期間は収穫時期等、倉庫、大型倉庫等は収穫した穀物等を

保管するために、全部管理倉庫として利用するとのことで、その間の機械等をこの育苗場に置くとのことです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、7番について説明をよろしくお願ひいたします。

○12番（植田勝登君） 7番の案件について説明いたします。農業委員12番の植田といいます。

今度これはですね、譲渡人が熊本市にお住まいで、譲受人が岱明町にお住まいで、申請地の場所がスポーツセンターのそばです。その畑に個人住宅を建てるということで、畑の面積が519㎡になっていますけど、住宅の床面積が98.33㎡で、平屋の建物というようなことで聞きました。これは小学生の子供さんがいるので、ちょうど申請地の近くのアパートに住んでみえるんですけど、ちょうどよい機会だというようなことでお願ひして、相談に乗ったというようなことで、ここには上下水道も完備されて、ちょうど道路に面した非常に良い住宅地には、近頃家がどんどん建っているような用地です。被害防除計画として、用地の高さが2m以上あるものですから、そこには擁壁工事をして、そして被害がないようなことをやりたいというようなことでしたので、別に問題はないと思ひます。

審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番をお願ひいたします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。議案番号8番の説明をします。

転用目的は個人住宅です。農地転用面積は609㎡の中の399.03㎡、全体事業面積は399㎡となっております。農地区分としては、第2種農地です。事業内容としては、個人住宅399㎡となっております。経過は、住環境が整った地域であり、親の住居に隣接しているためということです。権利の種類は、使用賃借権です。給排水計画といたしましては、給水方法は、個別井戸より給水、排水方法は、雨水は、集水後、市道側溝へ放流、生活雑排水は、公共下水道に接続、放流となっております。被害防除計画といたしましては、造成工事に携わる土砂の流出、堆積を防ぐため、隣の地権者の方等に事業計画を説明、同意を得、細心の注意を払っております。万が一、土の流出や周辺の農地等への被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対応するということです。

また、10月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議のほどをお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請8件につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんの方から御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番、3番、4番の案件についてですね、ちょっとお尋ねなんですけど、この譲受人の方は、譲渡人さんから売買という事で買い上げて、申請がされているんですかね。農地を買って、建物を建てるという考えでよろしいですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局、瀧石です。

2、3、4番については、譲渡人、譲受人とここに書いておりますが、こういうケースは全て所有権移転です。

○5番（坂本正敏君） 売買ですね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） はい。

○5番（坂本正敏君） 農地の売買の場合は、金額を書いているのに、この件については、金額が書いてないのはなぜですかね。その辺、ちょっとお伺いします。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 特にその理由はないんですけれども、中には贈与というものもあると思います。

○5番（坂本正敏君） 贈与は、分かります。これ売買でしょう、農地を。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 売買です、はい。

○5番（坂本正敏君） その辺が、何でかなって思ってますね。多分、これかなりの金額だと思うとですよ、多分。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 記入した方がよろしければ、今後記入いたします。

○5番（坂本正敏君） できれば、そのようにお願いします。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） はい、分かりました。

○5番（坂本正敏君） 以上です。

○議長（下川 安君） ほかに、坂門委員。

○19番（坂門聡一君） 農業委員19番、坂門です。すみません、5番と6番の件で御質問させていただきます。

これまでも、こういう場合、気づいたとか、最近ですという案件がよく出てきますけど、先月の案件にも近いような、こういう気づきましたというのが出てきてですね。ちょっと気になるのは、先ほど、委員からも報告があり、平成20年から使用していましたという発言があったと思うんですが、多分、両方とも一緒ぐらいの時期からされたと思います。今日、今の時点令和7年ですが、その間にですね、気づくことはなかったか、あるいは、今回こういうふうに出てきたのは、誰かからの

リークじゃないですけど、アドバイスがあっってお気づきになって申請されたのか、ちょっと、その辺の経緯も少し分かっていたら教えていただけたらと、悪いとかそういう意味じゃなく、ただ、ちょっと長いなど、今まで分からなかったのが長いなという気がしたので。

それともう一点はですね、10月の時点での委員会総会で話をしました。多分、私が発言しているんですが、こういうケースが出てくるので、広報活動をしてくださいということをお願いしたと思うので、その件で多分「広報たまな」11月号ですかね、記事を見たんですが、その記事の内容辺りは、事務局から説明いただければ非常にありがたい。

1点目と2点目をお願いします。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。1点目についてお答えいたします。

今回のケース、それから前回のケースもそうなんですが、今回の申請にいたった理由につきましては、今後の経営規模拡大のためにですね、自ら行われたということです。というのは、農地法の関係で新たに規模拡大する場合は、過去に違法状態があった場合には認められないという規定がございます。そういったことで、少なくともそれを是正しないと次の農地法3条はないと、農地中間管理事業をとおした賃貸とかもできなくなるというような状況になってきまして、最近大規模な方のこういう是正のための追認の許可申請が出てきているという状況が正直なところでございます。

○19番（坂門聡一君）ありがとうございます。

○係長（稲生優一君） すみません、農業委員会事務局の稲生です。

11月号の「広報たまな」の方に、農地転用の手続きについて載せさせていただいております。今回のように、違反転用されている案件が多ございますので、手続きをされて失念されていらっしゃる方とか、色々いらっしゃるかと思いますが、転用手続きが必要ですよというのを載せさせていただいております。

併せて、形状変更手続き、農地の形状を手続きを経ずに変えられている方もいらっしゃると思いますので、その内容についても、併せて掲載させていただいているところです。以上でございます。

○議長（下川 安君） よろしいですか。はい、ありがとうございました。

ほかに何かございましたら。

○12番（植田勝登君） 一つよろしいですかね。

○議長（下川 安君） ちょっと待ってください、マイク持っていきます。

○12番（植田勝登君） ちょっとお尋ねなんですけど、この始末書を書かれた理由と

いうのはよく分かったんですけどもね、これは税制面で、農地と宅地ですかね、今までは農地として課税されよったのが、宅地として課税されるということになる訳でしょう。どうなんですか、その辺のところ。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。お答えいたします。

必ずしも、税制と一致する訳ではありません。税制の取扱いと農地法の取扱いは。

○12番（植田勝登君） 同じですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） いや、税制部局が現地を見てですね、そちらの方の基準で、農地かどうか、どういう作付けであるかとか雑種地であるかというのをですね、現況の判断をされるということです。

○12番（植田勝登君） だから、今度変えられたということは、農地から宅地に変えられた訳でしょう。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） この状況がどうか分かりませんが、もし農地として課税されていて、今回許可申請が出たので当然課税部局の方にも情報は行きますので、それを見て、また判断の要素が変わるといったことはあると思います。

○12番（植田勝登君） 変えられるならば、別に始末書なんか書く必要ないじゃないですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 農地法違反を是正するというので、、、。

○12番（植田勝登君） 農地法に違反しとる訳でしょう。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 違反しています。

○12番（植田勝登君） 違反しとるということは、宅地扱いにせないかんよということでしょう。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 今年から宅地扱いになっている可能性もあります。

○12番（植田勝登君） それが分からんというのは、どういうふうに分らん訳ですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 向こうは向こうの基準で土地の現況というか、課税の現況を判断します。

○12番（植田勝登君） そこはどこが判断する訳ですか、それを。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 課税部局です。市の課税部局。

○12番（植田勝登君） 税務署かなんかがする訳。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 市役所にある課税、固定資産税の担当部局。

○12番（植田勝登君） 変えんでもいいんだったら、別に始末書なんか書く必要はないと、私は思うんだけどね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） そこは農地法に違反していますので。

○12番（植田勝登君） 違反しとるから変える訳でしょう。農地法と税法というのは違う訳ですか。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 違います。リンクする場合がありますが、違う場合もあります。

○12番（植田勝登君） どこがどういうふうが違うか分からん、わざわざ始末書なんか書く必要ない。じゃあ、判断の結果を教えてくださいませんか。どうやって判断したと。次の総会、後でも結構です。

○係長（稲生優一君） すみません、農業委員会事務局、稲生です。

まず、固定資産税の宅地かどうかというのは、税務課の固定資産税係の方が現地を確認しまして、登記地目が農地だろうがなんだろうが、現況が宅地なら宅地ということで課税をされます。今回農地法に基づく農地転用許可を経て、登記地目が宅地なら宅地に変えられるという形になるかと思えますけども、それをもって、もう既に宅地になっていたから、税務課の方では宅地として課税されていたかもしれませんけども、この転用許可を得たことによって、地目がその現況に合うような手続きをされているというような形になりますので、あくまで農地法は農地法、税法は税法ということで動いている部分でございますので、そこのところは御了承いただければと思います。

○12番（植田勝登君） 了承できんですね。農地法と税法の違いというのがね、と私は思いますけど。その辺の法整備をきちんとしてもらわんといかんな。時間かけて、こういう審議する必要はないと思いますよ。

失礼しました。では、結果を教えてくださいね。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。結果が出たら、また次の総会の時にでも、、、。

○12番（植田勝登君） そんな難しいことはなか。どうこうこうで間違っったからこういうふうにしたよと、課税は今までどおり引かれるよとかね。課税はこうだったけど、農地法がこがんなとるけんが、ここで訂正したんだよと。一々、始末書なんか書く必要ないと私は思います。

○議長（下川 安君） この件につきましては、また御報告をさせていただきたいと思えます。

○12番（植田勝登君） はい、お願いします。

○議長（下川 安君） ほかに何かございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせてもらっていいですか。ありがとうございます。

議第65号農地法第5条の規定による許可申請8件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第65号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第66号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は31件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(西山美和君) 議案9ページをお願いいたします。

議第66号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページの総括表、11ページの総括表のうち期間借地、12ページから15ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が5件、24,698㎡、利用権設定が26件、69,236㎡、合計31件、93,934㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから、御意見、御質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ、採決に移らせていただきます。

議第66号農用地利用集積等促進計画の意見決定31件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、議第66号については、原案どおり意見決定いたしました。

次に、議第67号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定についてを議題といたします。件数は18件です。

それでは、事務局より説明をよろしくをお願いします。

○事務局長(西山美和君) 議案16ページをお願いいたします。

議第67号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画

に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

17ページから19ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められています。今回の配分は18件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、高本委員。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。

この中間管理事業に変わって、最近色んな人からですね、不便になったという意見を聞くんですよ。この中間管理事業に変わってですね、良くなった点と悪くなった点をちょっと説明してもらえれば、それを聞かれた人にお伝えできるなどというのがあるんですけど。何となく自分たちの問題でもですね、賃借料の引き落としがされるときと米をやるときとかあるんですけど、ダブルで払っちゃってるときとかもよくあるんですよね。その辺の利便性というのは、どうにかできないのかなというのはあるんですけど、どうでしょう。よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） 即答というのが中々できないので、次回ちょっと整理して返答するというところで、事務局の方もそれでいいですか。

○13番（高本昌揮君） 分かりました。はい、よろしくをお願いします

○議長（下川 安君） 昨日もですね、あれでもこれが出ていました。なんか面倒くさかけんね、こういうのはせんていう人が出てきよるて。だけん簡素化をしてくれというような点が、という話が昨日も話が出ていました。全国のそういう法改正の要望があるので、そういうのがあれば要望を出してもらおうと、県の農業会議の中で要望書を出すと、載せるというような話もありましたので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。では整理してまた来月でもよろしいですか。

○13番（高本昌揮君） はい、よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移らせていただきます。

議第67号農用地利用集積等促進計画（配分）18件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第67号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書についての8件を事務局より報告いたします。

○事務局長（西山美和君） 20ページをお願いいたします。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回21ページまでの8件、合計35,856.25㎡の解約通知を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで、本日本日の議案審議と報告が終わりました。これをもちまして、令和7年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時08分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年11月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 高本 昌揮

農 業 委 員 坂門 聡一